

(参考2) 令和7年分以降の所得において市民税・県民税が課税されない方

均等割・所得割がともに課税されない状態を、「非課税」と呼びます。

(1) 均等割・所得割・森林環境税(国税)が課税されない方

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
 - ・障害者、未成年、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額※1が1,350,000円以下の方
 - ・前年中の合計所得金額が次の額以下の方
 - ・同一生計配偶者※2・扶養親族がいない場合:450,000円
 - ・同一生計配偶者・扶養親族がいる場合:350,000円×(扶養親族等※3の数+1)+100,000円 +210,000円
- (ただし、同一生計配偶者及び扶養親族を有しない場合は、210,000円の加算額はありせん。)

【扶養人数と、住民税・森林環境税(国税)が課税されない金額の早見表】〔6人以上省略〕

同一生計配偶者及び扶養親族の人数	合計所得金額	給与等の収入金額	公的年金等の収入金額 (65歳未満)	公的年金等の収入金額 (65歳以上)
なし	450,000円	1,100,000円以下(改正)	1,050,000円以下	1,550,000円以下
1人	1,010,000円	1,660,000円以下(改正)	1,713,333円以下	2,110,000円以下
2人	1,360,000円	2,059,999円以下	2,180,000円以下	2,460,000円以下
3人	1,710,000円	2,559,999円以下	2,646,666円以下	2,810,000円以下
4人	2,060,000円	3,059,999円以下	3,113,333円以下	3,160,000円以下
5人	2,410,000円	3,559,999円以下	3,580,000円以下	3,580,000円以下

本人該当区分	合計所得金額	給与等の収入金額	公的年金等の収入金額 (65歳未満)	公的年金等の収入金額 (65歳以上)
障害者・未成年・寡婦・ひとり親	1,350,000円	2,043,999円以下	2,166,667円以下	2,450,000円以下

(2) 均等割は課税されるが所得割は課税されない方

- ・前年の総所得金額等※が次の額以下の方
- ・同一生計配偶者・扶養親族がいない場合:450,000円
- ・同一生計配偶者・扶養親族がいる場合:350,000円×(扶養親族等の数+1)+100,000円+320,000円

【扶養人数と、所得割のみ課税されない金額の早見表】〔6人以上省略〕

同一生計配偶者及び扶養親族の人数	合計所得金額	給与等の収入金額	公的年金等の収入金額(65歳未満)	公的年金等の収入金額(65歳以上)
なし	450,000円	1,100,000円以下(改正)	1,050,000円以下	1,550,000円以下
1人	1,120,000円	1,770,000円以下(改正)	1,860,001円以下	2,220,000円以下
2人	1,470,000円	2,215,999円以下	2,326,667円以下	2,570,000円以下
3人	1,820,000円	2,715,999円以下	2,793,334円以下	2,920,000円以下
4人	2,170,000円	3,215,999円以下	3,260,001円以下	3,270,000円以下
5人	2,520,000円	3,703,999円以下	3,726,666円以下	3,726,667円以下